

決算特別委員会会議録

開会時間 午前 10 時 06 分

閉会時間 午前 12 時 09 分

日時 平成 27 年 11 月 10 日(火)

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 永井 学
副委員長 山田 七穂
委員 浅川 力三 塩澤 浩 杉山 肇 遠藤 浩
水岸富美男 宮本 秀憲 前島 茂松 渡辺 英機
大柴 邦彦 猪股 尚彦 清水喜美男 早川 浩
土橋 亨 安本 美紀 小越 智子

委員欠席者 臼井 成夫

説明のため出席した者

森林環境部長 一瀬 文昭 林務長 江里口 浩二 森林環境部理事 秋山 孝
森林環境部次長 保坂 公敏 森林環境部技監 小島 健太郎
森林環境部参事・大気水質保全課長事務取扱 深澤 武彦
森林環境総務課長 若林 一紀 環境整備課長 笹本 稔
みどり自然課長 平塚 幸美 森林整備課長 島田 欣也
林業振興課長 桐林 雅樹 県有林課長 金子 景一 治山林道課長 橘田 博

エネルギー局長 赤池 隆広 エネルギー局主幹 村山 力

人事委員会事務局長 原間 敏彦 人事委員会事務局次長 大塚 克秀

教育長 阿部 邦彦 教育次長 深澤 肇 教育委員会事務局理事 塚原 稔
学力向上対策監 古屋 武人 総務課長 小島 良一
福利給与課長 柏木 精一 学校施設課長 櫻井 順一
義務教育課長 青柳 達也 高校教育課長 斉木 邦彦
新しい学校づくり推進室長 河野 利之 社会教育課長 相河 竜治
スポーツ健康課長 赤岡 重人 学術文化財課長 小澤 祐樹

警察本部長 飯利 雄彦
警務部長 前田 尚久 刑事部長 藤原 芳樹 警備部長 輿石 靖
生活安全部長 川崎 雅明 交通部長 奥脇 勝美 首席監察官 細入 浩幸
総務室長 市川 和彦 警務部参事官 窪田 圭一
生活安全部参事官 佐藤 岩生 刑事部参事官 楠 宏一
交通部次長 三浦 元彦 交通部参事官 中山 良彦
警備部参事官 荒居 敏也 会計課長 初原 豊

出納局次長(会計課長事務取扱) 大柴 節美

議題 認第 1 号 平成 26 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第 2 号 平成 26 年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要 総括審査は、決算状況の質疑とともに、意見がある場合はあわせて発言を願い、意見書の提出があった委員には、意見書記載の意見とあわせて発言を願った。審査の順序は、認第 1 号議案について午前 10 時 08 分から午前 10 時 45 分まで、森林環境部、エネルギー局、人事委員会事務局関係、休憩をはさみ、午前 11 時 11 分から午前 12 時 09 分まで教育委員会、警察本部関係の総括審査を行った。

質 疑 森林環境部、エネルギー局、人事委員会事務局関係

(健全な森づくりの推進について)

早川委員 森林環境部にまずお伺いします。意見書に沿って、主要成果説明書の 39 ページの 6、健全な森づくりの推進から質問を始めたいと思います。この中で、予算で造林費が 9 億 6,500 万円余、予算計上してあるのですが、このうち、1 億 5,700 万円の繰越額が出ているんですけど、まず、この要因についてお伺いします。

島田森林整備課長 この事業は、森林環境税を活用した事業でありまして、荒廃した森林整備ですとか、里山林の整備を実施しているものであります。荒廃した森林、民有林というのは長い期間、所有者から放置されておりまして、その所有者の所在等の情報ですとか、あるいは事業区域の隣接者との境界、こういったものがなかなか確定できないということで、これらの作業に想定以上の時間を要しまして、繰越が生じたということでありまして。

早川委員 当初予定した、要するに民有林のいろいろな相談がうまくいなくて、それが延びてしまったということでしょうか。

島田森林整備課長 この事業は森林所有者、または森林組合から補助金の申請がありまして、補助金の条件に合致するときには補助金を交付するという事業でありますけれども、所有者が荒廃した森林がありましても、また、森林組合が荒廃した森林を見つけましても、代がかわっていたりしていますと、まず所有者を特定するのに時間がかかる。それから、その隣接した区域の方との境、事業区域の境の特定にも時間がかかる。森林組合が、所有者をまとめるのにも時間がかかっているという実態がございます。

早川委員 2 番の質問に移りまして、この造林費の予算の中で森林環境税を導入して県民の皆さんに御負担を強いているわけですが、その目的の事業として民有林の整備と里山林の整備と広葉樹の植栽など、3 つ主に挙がっているのですけれども、このそれぞれの中で、民有林に関しては結構言われているのですが、それぞれこの 3 つに目標があるのか。あれば、その達成率はそれぞれどのぐらいあるのか教えてくださいたいと思います。

島田森林整備課長 森林環境部の事業でございますけれども、5 年間で 5,200 ヘクタール余といった計画を持っておりまして、単年度につきましては毎年、外部の委員で構成されます基金運営委員会で翌年度の計画量を示しています。この翌年度の計画量に対しましては、荒廃した民有林の整備として目標 1,343 ヘクタールに対して、実績がこちらに記載してあります 1,031 ヘクタールで、77%の達成になります。それから、里山林の整備につきましては、目標の 148 ヘクタールに対しまして、実績が 151 ヘクタールで、102%の実績になりました。広葉樹の植栽につきましては、目標の 23 ヘクタールに対して、実績 20 ヘクタールですので、87%。それぞれの事業の達成率は以上になります。

早川委員 3 番に移りますけど、これは今まで委員会とか本会議でも出ていると思うんですけども、その中でも特に民有林の整備が課題に出ていると思います。今、77%ということでしたけど、この決算で言えば、平成 26 年度の事業のときに目標値に民有林の整備が届かない要因は何か。また、それをクリアしていくには今

後どのようにやっていくのかお伺いをいたします。

島田森林整備課長 先ほど申しました繰越金の要因と同じでありますけれども、所有者の確定ですとか境界の確定に時間がかかるということで、目標に届かない一つの要因になっております。それから、公共事業にかかる国の労務単価が、森林環境税の事業を始めてから 30%ほど上昇しております。そういったことで、1ヘクタールの整備にかかる単価というのは非常に上がってきているということで、財源は決まっておりますので、面積が少し圧縮されているといった状況もあります。

こうしたことも踏まえまして、今後の対策と展望ということでございますけれども、そういう中でも3年目に当たります昨年度は、1年目、2年目に比べまして、倍以上のかなりの面積の整備ができましたので、引き続き今年度もそれ以上の面積も計画しております。やり方として効果的、効率的な作業方法、効率的な面積の確定方法、そういったものも実施していきまして、これは本会議でもお答えしているのですけれども、計画期間内の森林整備面積というのは当初の目標の9割弱程度まで整備ができるのではないかと見込んでいるところであります。

早川委員

平成28年度までに9割ということですが、現状、平成26年度で7割ということは、積み残しがあって、来年は目標以上にやらなければいけない。先ほど最初にお話にあったように、民間の人たちを束ねるといふか、森林組合の人たちと連携をして、スピーディーに計画的にやっていかないと、9割というのも達成できなくなると思います。ぜひ、これは森林環境税を導入して県民の人たちも非常に注目している、また、必要な事業だと思っておりますので、やっていただきたいと思っております。

島田森林整備課長 やはり民有林が小規模の所有形態という特徴がありますので、先ほど言いましたが、効率的な実施といいますと、森林組合が所有者の方々に説明をさせていただいて、箇所をまとめて広くやっていく。取りまとめていくという作業が大切でありまして、これについても県は別の事業で支援もしております。委員がおっしゃるとおり、そういった森林組合と連携を強めながら、今後の事業にも取り組んでまいりたいと考えております。

(繰越明許費について)

土橋委員

森林環境部の繰越明許費について伺います。説明資料の森の9ページです。林道費、治山費及び林道災害復旧費の繰越明許費の内訳は説明のときに伺いました。中をよく見てみますと、森林管理道開設費、林道改良費、林道舗装費、いずれも全て関係機関との調整に日時を要したためとなっている。治山費でも同じように、いろいろな治山費が全て関係機関との調整に時日を要したということになっておりますけれども、もう少し詳しく、どんな関係機関との調整に日時を要したのかを伺います。

橋田治山林道課長 まず、新規事業箇所において当該年度に全体計画を策定いたしまして、その後、その全体計画についての林野庁との協議に日数を要したもので、それから、観光シーズンを避けるために、市町村等とも調整を行いまして、工事の施工時期をおくられたもの、それから、年度末の国の内示や経済対策によって、工期が確保できなかったものなどがございます。

土橋委員

私は、何社かのこの事業に携わっている工事業者の人と、話をさせていただきました。これだけでなく、通常の道路だとか、そういうところの工事もみんなそ

の業者ってやっているんですけど、一昨年から比べると、昨年、大体 1 億円やっていた会社は 7,000 万円、同じような割合で、もう少しやっているところも 3 割ずつぐらい仕事が減っていると。速やかに仕事さえ出してくれればと。我々が間に合わないんじゃないですと。我々はパワーをまだ持っている。けれど、これが 7 割に減ってきて、また来年減ってとなると、山梨県全体で、いざ何かというときに、そういうパワーを持った業者がいなくなってしまうぐらいの勢いで減ってきていますと。せめて繰越明許するぐらいの予算が取れているものであれば、業者に速やかな執行を委託してくれれば、業者とすれば頑張ってもっと早くできますよということですよ。

仕事自体は結構きついものがあるそうです。3メートルの林道をつくる、6メートルの林道をつくるということになれば、6メートルだったら、まだ往復できたりすれ違いもできるけど、3メートルは、入り口から入っても出るときはずっとバックで出なければならぬ工事もあると。ただ、先にしっかり期間を早くもらえれば、そういうことも幾らでもできると。なぜかという、3割も減っているから、あと3割増えても大丈夫なだけのパワーはあるし、道具もあると。ただ、注文をくれなければできないという意見を聞いてきました。その辺についてどうお考えですか。

橘田治山林道課長 林道とか治山の工事につきましては、標高の高い現場が多いということがございまして、このような現場では、冬期積雪などによって工事の施工が困難ということがございますので、例年、上半期での早期執行に努めているところでございます。しかし、中には国や関係市町村との調整に日数を要しまして、年度内の完成が見込めなかったため、やむを得なく明許繰越をしたものも今回あったということでございます。

土橋委員 ここに書いてあるのは関係機関との調整に時間がかかったという理由ですから、業者としてみればそういう調整をできるだけコンパクトにして、発注さえしてくれれば、もっともっと頑張りたいと。全てのところで3割減っているだけでもかなり苦戦をしているという話を伺ってききましたので、調整で時間がかかったということ、できるだけもう少しスピーディーに短縮していただければと思います。よろしくお願いします。

橘田治山林道課長 今後、明許繰越の事業についてもなるべく少なくして対応をしてまいりたいと思います。

(エネルギーの地産地消推進事業費について)

安本委員 決算説明資料では工の2ページ、第2款総務費、企画総務費のうち、エネルギーの地産地消推進事業費ですけれども、成果説明書では30ページの2の太陽光発電の普及と整備促進のうち、住宅用スマートエネルギー設備設置費補助についてです。エネルギー政策については、これまでの地産地消から、先日、県では新しいビジョンの検討会で骨子案が示されたということで、新たなビジョンが検討されている中の平成26年決算審査で、感覚の違いもあるかもしれませんが、成果説明書記載事業のうち、住宅用スマートエネルギー設備設置費補助についてお伺いをしていきたいと思っております。

部局審査の際にお伺いしましたがけれども、そのときの説明では、1件当たり8万円の定額補助、そして交付実績は記載のとおり、件数が76件、金額で約600万円だということでした。そして、当初予算額は、件数で実績が76件ですけれども、もともとは630件の予定で、金額としては約5,000万円

だったということでございます。執行率にすると 12%程度ということで、低迷したということになります。

それで、最初に確認をさせていただきたいのは、住宅用の太陽光発電設備の設置に対しては、国も県もそれぞれ補助制度を設けていましたけれども、それが平成 25 年度で終了しました。平成 26 年に県として新しく補助事業を実施をしたのですけれども、この補助事業はどんな事業なのか、概要をお伺いしたいと思います。

村山エネルギー局主幹 補助事業の概要につきましては、住宅用太陽光発電設備、定置用リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池のうち 1 種類以上の設備と家庭用エネルギー管理システム、H E M S と言われておりますが、既築住宅に新たに設置する個人に対して 8 万円を上限に補助したものでございます。

安本委員 総額とすれば、それを設置しようとする定額 8 万円ということですけど、事業費としてはどれぐらい各家庭で設置費は負担をしなければいけないものだったんですか。

村山エネルギー局主幹 補助事業創設当時、大体、この H E M S、エネルギー管理システムがおおむね 20 万円という定価でございました。それを 8 万円補助するという形になります。

安本委員 半分弱の補助率だったということで承知しました。それで、太陽光パネルの発電設備の設置という事業を終えて、県として新たに、H E M S と呼ばせていただきますが、この H E M S 設置を新規で補助しようとした理由と申しますか、そのとき、国としてはこの H E M S に対しては推進しようというような話はあったのでしょうか。

村山エネルギー局主幹 補助事業の創設の考え方ですが、家庭への省エネの推進と住宅へのクリーンエネルギー等の導入を促進するために、エネルギーの使用料の見える化や家電の制御を行います H E M S を設置する方に対して助成をいたしたわけでございます。当時、国におきましても民生部門への省エネ対策の重要な施策として、H E M S に対して補助率 3 分の 1 で上限 7 万円の補助金を交付して導入促進の取り組みも進めていたところでございます。

安本委員 平成 25 年度までの太陽光パネルの設置については、私のところにも、単価を上げてほしいとか、件数ももう少し出してほしいとか、既設だけでなく県で新規を上乗せしてもらえないかという要望もあって、こういった事業について私も進むのかなと思っていましたけれども、この H E M S については平成 26 年申請が少なかった。全体として、例えば、太陽光パネルの設置の補助制度がなくなって、県内での太陽光パネルの設置が減少したということはあったんでしょうか。

村山エネルギー局主幹 全体の太陽光発電設備の設置件数についてですが、住宅太陽光発電設備とされる 10 キロワット未満の設備につきましては、平成 24 年度に 6.2 万キロワットで、約 1.5 万戸、25 年度に 8 万キロワット、約 1.5 万戸、26 年度に 8.9 万キロワット、約 1.9 万戸となっております。25 年度は前年度比 1.8 万キロワット、約 4,000 戸の増、26 年度は前年度比 0.9 万キロワット、約 2,000 戸の増となっております。

安本委員 太陽光パネルの設置が平成 26 年度は昨年度にも増してふえたという今の数字ですけれども、この新規の補助制度について P R が不足していた、啓発がなかったのかなど。P R 活動、県が補助制度をつくりましたということについて、県民にどのように訴えられたのかお伺いします。

村山エネルギー局主幹 P R の方法につきましては、多くの方に補助金を利用させていただきまして、H E M S を使ったスマートな省エネを実践していただくために、さまざまな機会を通じて広報活動を行いました。具体的には、テレビ・ラジオ C M、新聞広告、県広報誌などの掲載を行うとともに、県内の重立った施工業者へ直接訪問をしまして、周知を図ったところでございます。

安本委員 それでもこういう結果で進まなかったということですが、20 万円のうち 8 万円じゃ補助率が足りなかったのかということもありますけれども、県としてはこの事業が進まなかった理由をどう考えていらっしゃるのでしょうか。

村山エネルギー局主幹 新築時には、太陽光発電設備と、この H E M S と、省エネ家電とセットで設置する方が多くて、高い省エネ効果が期待できるわけですが、既築住宅へ太陽光設備と H E M S のみを設置する場合、省エネ化の見える化を図ることができるわけですが、新築時の家電を含む建物全体の省エネ効果に比べて、やはり負担感が大きいと考える方が多かったと思っております。

安本委員 平成 26 年度の結果を受けて、県としては平成 27 年度はこの補助制度はやらないということで予算化されていません。私は、昨年の総務委員会の県外調査で福島県の会津に行ったときのことを思い出しました。福島イノベーションセンター、株式会社アクセンチュアがスマートシティ推進協議会をつくって、新聞報道でもありましたけれども、この H E M S の導入を 100 世帯でやり始めたというところで内容を伺ってきました。その後、結果どうなったのかと思いましたが、100 世帯の実証実験の中で H E M S 設置については 2 割のエネルギーの削減効果があるということで、今度、そこでは 500 世帯に設置をする。福島の復興財源を使つての事業ですので、設置も容易ではないかと思っておりますけれども、国としては全国で 1 万 4,000 世帯にこの H E M S を設置しようという大プロジェクトも進んでいると承知しています。

既設住宅の太陽光パネルとスマートメーターですけれども、今後、電力料金として時間単位の設定ということも検討されていまして、夜間の電気使用料については安く、昼間のピーク時については高く、こういうスマートメーターをつければできるわけですが、私は進んでいくのではないかと考えています。補助事業としては、一旦は中止になったということですが、ぜひ、新しいエネルギービジョンの中でも、エネルギーの削減は、前もありましたけれども、2 割削減という、県内の家庭でそれぞれ少しずつでも協力していただくということが省エネで一番大事なところだと思います。

エコバッグというのが非常に県民の理解を得て進んでいったわけですが、そういった H E M S の効果、そして、今回の決算はどうかと思っておりますけれども、地球温暖化対策についても大事なことで、そういった観点で、この H E M S の P R、また、制度の創設はともかくも、省エネについては進めていただきたいと思いますけれども、私はそういう意見ですけれども、最後にお伺いしたいと思います。

村山エネルギー局主幹 住宅用の太陽光設備、そしてまた今回の H E M S につきましては、家庭

部門の省エネの推進や非常時の電源とか、いろいろな効果がある、非常に重要な役割を果たすものと認識してございます。今後、太陽光発電、H E M S、そして蓄電池、また、高断熱建材などを使用して、建物全体で省エネが図っていけるような、いわゆるエコ住宅の普及を促進してまいりたいと思っております。

(森林環境税導入に伴う森林整備について)

小越委員

先ほどの早川議員と同じところもありますが、幾つかお伺いしたいと思います。森林環境税導入に伴う森林整備についてお伺いします。まず、決算審査意見書の 70 ページに、山梨県森林環境保全基金の基金残高があるんですけども、昨年度、森林環境税が幾ら集まり、それが基金に幾ら積み、幾ら使われたのか、まずお示してください。

若林森林環境総務課長 平成 26 年度の積立金、それから基金への積立状況でございますが、まず、平成 26 年度につきましては、県民税としましては 2 億 7,723 万 5,000 円を頂戴したところでございます。これに神奈川県からの負担金 5,137 万 6,000 円、それから基金の運用益 6 万 8,000 円ということで、積立金の総額は 3 億 2,867 万 9,000 円となっております。

小越委員

2 億 7,700 万円いただいて、それで執行したのは幾らですか。

若林森林環境総務課長 平成 26 年度の執行状況でございますが、基金積立額が 3 億 2,800 万円余であったのに対しまして、執行額につきましては、事業費の総額でございますが、2 億 9,344 万 4,529 円でございます。

小越委員

2 億 7,000 万円収入といろいろなものを含めて基金が 3 億 2,800 万円と。そのうち 2 億 9,000 万円使ったということですから、ざっとの話で 1 億円切るぐらい残が残っていると思います。多分、毎年 2 億円ぐらいの森林環境税が集まって基金に積んでいくというものですけども、先ほど、早川議員からも森林環境税による森林荒廃整備のお話がありました。そこで、平成 26 年度には 1,343 ヘクタール目標に対して 1,031 ヘクタール、荒廃の民有林整備ですね。里山林 148 ヘクタールとあったんですけども、平成 25 年からの繰越の分が多分あると思うんです。荒廃森林整備のところ、25 年に用意したものができなくて、26 年に持ち越して、26 年 9 月末までに完了したのは 333 ヘクタールあるということは、この 1,031 ヘクタールの中に 25 年の繰り越した分も入っているんですか。それとも別枠でしょうか。

島田森林整備課長 平成 25 年度からの繰越につきましては、別に 1,031 ヘクタールを整備したということでありませう。

小越委員

ということは、例えば 1,031 ヘクタールとプラス、平成 25 年度の繰越が 600 ヘクタールぐらいあるんですけど、それを足して、全部でやったのが 2,000 ヘクタールぐらいあるということですか。今、お話があったのは、26 年度に予定していた分だけは 1,031 ヘクタールだけど、前の繰り越した分がそれとは別枠でどのぐらいあって、全部でどのぐらいやったんでしょうか。

島田森林整備課長 大変申しわけありません。繰越も含めて 1,031 ヘクタールですから、トータルでそちらに記載してあります 1,200 ヘクタール余が繰越を含めて実施した面積になります。

小越委員 ということは、平成 25 年度の繰越分も入っているということになりますと、本来、26 年度、27 年度で割り当ててやっていた分が、どんどん押されていって、先ほど 90% できるというお話だったのですけれども、毎年押されて、25 年の繰越は 646 ヘクタールも残っておりましてね。それで 26 年の 9 月に約 333 ヘクタール完了したと。26 年度に 25 年度の分をできなかったから押されてくるわけですよ。そうすると、26 年本来やるべき計画について、26 年度はどのぐらいになったのか教えてください。

島田森林整備課長 繰越も含めた中で、基金運営委員会にお示ししておりまして、それが先ほどの 1,343 ヘクタールという数字になります。こちらは繰越も含めて計画しております。それに対して 1,031 ヘクタール実施したということで、経過で言いますと、3 年間で、1 年目が大分制度の周知にかかりまして、360 ヘクタール、2 年目は大雪の影響がありまして 500 ヘクタール余、昨年が 1,200 ヘクタール余ということで、トータルで言うと 2,000 ヘクタール少し超えるぐらいで、これが本会議でも答弁いたしました約 5 割弱ぐらいまで来ていると。ご心配いただきますように、残り 2 年間で 5 割ができるかどうかということでありましたけれども、これまでの単価と、3 年目に民間の事業者の協力を得まして、森林組合との連携をつくりましたので、かなり実施体制も強化されました。これによりまして 3 年目は前年の 500 ヘクタール余に対して 1,200 ヘクタール余で、4 年目の今年度はさらに多くの面積を計画しております。ということで、来年度の計画も含めて何とか 9 割ぐらいは整備できるのではないかと見込んでおります。

小越委員 9 割といいますと、あと 1 割のところ、先ほどもお話がありました、所有者の不明確ですとか、代がかわってですとかの中で、残りの 10% が今年、これからは大変になるんですけれども、それはどのような見込みでしょうか。

島田森林整備課長 森林環境税は財源が決まっておりますので、限られた財源、県民からいただきました貴重な財源を余すことなく使った結果として、約 9 割の面積まで整備ができると見込んでおります。全体の荒廃森林というのは、もともとの税の考え方例えば、20 年間で整備していくということで計画しておりますので、万が一ですね、万が一というのは、これからどんな申請が出てくるかわかりませんので、9 割と見込んでいるだけでありまして、5 年間やった結果として、5 年間の計画ができなかった場合につきましては、次期の 20 年間の全体の計画でもう 1 回見直していくという形になります。

小越委員 そうしますと、森林環境税が、約 1 億円残っているとすると、これから残りで賄えるのか、そして、その終わった後には森林環境税のあり方、金額そのものについても、基金が残ったらどうするかも含めて、その考え、方向性だけ最後に説明してください。

島田森林整備課長 現在の計画では、この基金は貴重な財源でありますので、有効に活用しまして、森林整備に与えられたものを全部執行していくという形になります。それから、税の基金の条例の中にも、5 年ごとに事業について見直していくと明記されておりますので、この 5 年間のものを検証いたしまして、また今後について考えていくといった形になります。

質 疑

教育委員会・警察本部関係

(山梨近代偉人館の整備について)

塩澤委員

教 6 ページですか、山梨近代偉人館の整備について伺います。偉人館は、県政の歴史とともに本県の発展のために大変頑張ってくれた、礎を築いてくれた、そういった人たちを展示する施設ということで、私たちにとっては大変ありがたい、うれしい施設であると思っておりますが、開館から半年余りということですが、入館者数についてどんな状況か伺いたいと思います。

小澤学術文化財課長 近代人物館の入館者数につきましては、8月に1万人を達成いたしまして、10月末現在で1万2,454名となっております。

塩澤委員

半年間で1万2,000人ということでありまして、大変すごいなという素直な感想であります。この中で、第2回目の展示ということで、浅川伯教兄弟などの新たな9人の展示を行ったということを知りましたが、今後も同じようにいろいろな活動を工夫しながら、やっていくことが必要かと思っておりますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

小澤学術文化財課長 近代人物館におきましては、さまざまな分野でご活躍をされました県ゆかりの先人50人につきまして、フォトアルバム等を使いまして人物の功績や、人物が残した言葉などをご紹介させていただいております。また、今、委員がご紹介させていただいたとおり、50人の中から毎年2回ずつテーマを設定いたしまして、9人の人物をより詳しく紹介展示をさせていただいております。展示につきましては、より深く興味を持っていただくために、人物ゆかりの品を親族や関係者等からお借りをしまして、特別展示など、工夫をさせていただいております。さらに人物キャラクターやクイズ等を活用して、楽しみながら学ぶことができる子供向けの展示なども行ってございまして、幅広い方々に来館していただけるように展示を行っているところでございます。

塩澤委員

工夫はそれなりにやっていたらと思いますけれども、それをどういうふうにして県民に対して情報発信をしていくかということも大事かと思っております。その辺についてはどうでしょうか。

小澤学術文化財課長 まず、近代人物館の開館に当たりまして、専用のホームページ、またはフェイスブックを開設するとともに、県の広報誌「ふれあい」への掲載、甲府駅または公共施設等へのポスターの掲示、信玄公祭りなど、さまざまなイベント、それと談合坂サービスエリアなどでのチラシの配布などを行っております。また、舞鶴城公園内の観光ボランティアガイド、甲府城御案内仕隊に近代人物館の紹介をいただくなど、連携などを図っております。さらに、教育普及事業ということで開館以来、県庁舎別館3階の正庁で近代人物館において紹介する人物や県内の文化財等を題材とした講演会を月1回程度開催させていただいております。

今後につきましても、さまざまな機会を捉えまして広報活動に取り組んでいきたいと考えております。

塩澤委員

さまざまな団体を使って広報活動をやっているということではありますが、一生懸命頑張ってもらいたいなと思っております。

1点、この偉人館は亡くなった方ということが大前提であると聞いているんですけども、その辺はどうですか。

小澤学術文化財課長 近代人物館におきましては、基本的には現在は亡くなった方が中心ということで展示をさせていただいております。展示の選定におきましては、基本的には明治から戦前までの方々を対象にしておりますので、結果的に亡くなっている方が多いということでございます。

塩澤委員 せっかくこういった施設をつくってやっていくわけですから、先だって山梨県出身の大村先生がノーベル賞を受賞されましたので、こういった方の紹介も施設を使ってやることも私は大事だなと思います。今言われた年代ということも確かにあるかと思いますが、あれだけのすばらしい方、そのほかにも今度、知事も行くと聞いていますけれども、インドネシアには独立の母と言われている、甲府の二川(現:甲府市西下条町古屋敷)出身の長田周子さん、ウスマンさんが、100歳を超えていますけれども、インドネシアで大統領から表彰をもらうということも聞いていますから、そういったすばらしい方というのを紹介する形というのでも必要ではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

小澤学術文化財課長 近代人物館につきましては、先ほどご説明させていただいたとおり、現状は明治時代から戦前までという方々を幅広く紹介をさせていただいております。現在50名の方の先人の方をご紹介させるということで、3年間をかけて特別展示等しながら紹介をさせていただきたいと考えております。それ以外の新たな方を加えていくということにつきましては、3年間終了した後に、皆様のご意見を伺う中で検討をさせていただきたいと思っております。

お名前が出ました大村先生につきましては、現在、企画課におきまして、今週の13日の金曜日から、近代人物館の旧知事室、応接室において特別展示の開催というものを予定しているということでございます。

(確かな学力の定着・向上について)

渡辺委員 教の4、成果説明書の108ページ、確かな学力の定着・向上というところで、2,519万5,000円の予算を計上してありますけれども、ここについて伺いたいと思います。今年8月に小学校6年、中学3年の全国学力テストの発表がありました。残念ながら、本県は小学校の全分野で全国平均を下回っている。特に、算数Bにおいては都道府県別で最低だったということございまして、大変憂慮しているところでございます。また、教育委員会のコメントも、全国で同じ問題をしているのに、本県の子供が対応できなかった話をしてありましたけれども、こうしたことを踏まえながら幾つか伺いたいと思います。

ここに、確かな学力の定着・向上に向けて放課後や土曜日等を活用した学習支援など4つの事業を組織的かつ計画的に実施したと載っておりますけれども、この内容と実施状況について伺いたいと思います。

青柳義務教育課長 4つの事業について説明をさせていただきます。平成26年度から3カ年計画で学力向上推進事業を実施しております。この事業は4つの小事業より構成をされておりまして、1つ目が学力向上フォローアップ事業という事業であります。この事業は、放課後や土曜日を活用しまして、児童生徒の補習的な学習をするという事業でございます。それから2つ目が、若手教員グロースアップ事業になりますが、これは期間採用者も含みまして、経験3年以内の若い先生方に退職教員が授業とか生徒指導等の指導に当たるという、そういった事業でございます。それから3つ目ですが、山梨県学力把握調査事業です。これは本県独自の学力把握調査でして、小学校3年生、5年生、それから中学校2年生の児童生徒を対象とい

たしまして、県独自の学力把握調査を行い、その結果を分析して授業改善に生かすといった内容です。それから 4 つ目が、授業改善プラン実践事業といいまして、これは県内に小中合わせまして 16 校の推進校を設けております。その 16 校で授業改善について研究を行いまして、その結果を公開授業等で全県に普及をしているものであります。

渡辺委員

4 つの事業の中身ということがよくわかりました。

その次に、学力向上対策会議の開催が 4 回、学力向上の集い 5 地区と、こうした会議でどの程度学力が向上するのかわかりづらいことですが、その下にまだ授業改善プラン実践推進校 8 校、これは小学校、中学校 8 校と、書いてあるのですが、テストの結果がなかなか思わしくないと。これは 3 力年計画にもありましたけれども、長い年月が続いているという印象があるのですが、4 つの事業ということで確実に学力向上が図れるのか、その辺についてはいかがお考えですか。

青柳義務教育課長

ご指摘いただきました点ですが、学力向上については、対象の子供たちも変わったり、それから時間もかかるものかと思しますので、今やっています事業を改善しながら進めていこうと考えております。

それで、今回の 8 月の全国学力テストの結果を受けまして、臨時の指導主事会議、臨時の校長研修会、それから県下の小中学校から研究主任等を集めました学力向上フォーラムを開催いたしました。その中で、今回の結果の分析結果、それから校長のリーダーシップのもとに、学力向上に向けた組織的な取り組みができるように、また、家庭学習のあり方とか課題の与え方についてそれぞれ周知徹底を図ってまいりました。それから、小学校の算数 B ですが、これは特に課題のあった問題等を集めまして、チャレンジ問題という形で全県の小学校に配布してこれから取り組んでいただく予定になっております。

渡辺委員

取り組みの状況はわかりましたけれども、1 学校 1 実践、1 人 1 実践という取り組みとはどのようなことなのかわからないのですが、これは現場にお任せしている印象も受けるわけですが、教育委員会として、未来の人材である小中学生の学力向上について、戦略的に今後どのように取り組んでいくのかお考えがありましたら伺いたいと思います。

青柳義務教育課長

今ありました 1 校 1 実践とか 1 人 1 実践ですが、これはそれぞれの学校、それから個人が授業改善を図っていくという取り組みになります。ただ、それに当たりましては、現場の学校長、それから教師の意識が非常に大切になってくるかと思えます。県としましては、先進県への視察を、これまで指導主事等が行って管理をしてきたわけですが、本年度、学校長に実際に先進県に行ってもらって、その様子を見てもらい、意識改革を図ろうという取り組みをしております。それから、指導主事でそれぞれ各学校を訪問しまして、各学校が組織的に取り組めるような指導を行っているところであります。

(交通安全施設整備について)

早川委員

警察本部の交通安全施設整備に関してですが、この説明資料の警の 4 ページ、交通安全施設整備費 6 億 700 万円余のうち、説明のときに重なるかもしれないのですが、このうち信号機に限定して設置事業費はこのうちどのくらいあったのか。また、これは単純な質問なのですが、今、現状、一般的に信号機 1 機を設置するのにどれくらい予算がかかるものなのか、まずお聞きします。

中山交通部参事官 平成 26 年度における県下の信号機の新設に要しました費用は約 4,500 万円余であります。また、信号機の新設 1カ所に要する費用につきましては、交差点の形状や信号機の種類などにより異なってまいりますが、一般的な信号機で申し上げますと、平均で約 700 万円であります。

早川委員 平成 26 年度は 4,500 万円余ということですけど、そうすると、平成 26 年度に関して信号機の設置要望ですね、私たち地域でいろいろな要望を受ける中で信号機の要望も多い要望のうちの一つになるのですが、信号機の要望は 26 年度に何件あって、何件実行したのかお伺いします。

中山交通部参事官 平成 26 年度中、各警察署などに寄せられた信号機の設置要望は、県下全体で 38カ所あり、そのうち新設道路に 5カ所、通学路に 2カ所の、合計 7カ所に信号機を設置したところでございます。

早川委員 そうすると、31カ所設置できなかったということですが、38カ所の要望の前に、要望に上がってこない、そこまで行かないいろいろな細かいものもあるのですが、いろいろな設置要望がある中で、どういう理由で新設、要するにつくる理由ですね。つくる理由を決定しているのか。また、設置に至らなかった箇所に関してどんな理由で設置をしていないのかお伺いをいたします。

中山交通部参事官 信号機の設置につきましては、警察庁から示された信号機設置の指針に基づき、主道路と従道路の交通量、交通事故の発生状況、道路形状や道路構造などの状況を踏まえ、その設置の必要性、妥当性、緊急性について総合的に検討し、道路管理者などと連携しながら、優先順位を付して設置場所を決定しているところであります。しかしながら、設置要望箇所の中には、カーブが連続したり、トンネルの出入り口付近などのため非常に見通しが悪く、信号機を設置することによりむしろ危険な状態を生じさせてしまうおそれのある場所がございましたり、また、交通量が少ないため、信号無視を誘発したり、不要な停止を強いるおそれのある場所など、設置することが不可能または適切ではない箇所があるほか、設置の必要性は認められるものの、信号機を立てるスペースや歩行者が横断待ちをするスペースを確保することが困難であるため、交差点改良を先行的に行う必要がある場所、また、信号待ちの車両の側方を安全にすれ違うための車道幅員が確保できず、道路の拡幅を要する場所など、ただちに設置することが困難な箇所があります。設置に至っていない箇所につきましては、これらの理由によるものでございますが、今後、こうした課題を一つ一つ解消していき、設置に向けた検討を具体的に進めることが可能であると考えております。

早川委員 私たちも、設置をしてくれということじゃなくて、できない理由、先ほどおっしゃったように、つけたことによって事故になってしまっただけは元も子もないので、市や県と警察と道路管理者とよく連携をとってやっていきたいと思うのですが、この平成 26 年度の交通信号機の事業費のうち、執行残はあったのか。また、執行残があった場合は、残を活用して追加事業として、何かやっていくべきじゃないかと思ったんですけど、そういうことを行っているのかお伺いをします。

中山交通部参事官 平成 26 年度の一般会計歳出決算における信号機の新設整備状況にかかる執行残はございません。なお、同整備事業における契約上の予定価格と落札価格の差金が 537 万円余ありましたことから、これらの契約差金につきましては、信

号機の改良等の事業に有効活用したところがございます。

早川委員 可能であれば、意見書に書いてないのですが、信号機の設置に関して、一つ、視覚に障害の方からの要望があって、例えば、今、既存の信号があって、ピヨピヨカッコウという音声信号をつけるのには、大体どのくらい予算がかかるかわかれば教えてもらいたいのですが。

中山交通部参事官 おおむねではございますが、それらを付加いたしますと、150万円ほどかかります。

早川委員 最後になりますけど、私は、信号機の予算は十分あるとは思っていません。交通安全にとって信号機というのは本当に重要だと思っていて、住民からも特に、目に見える形として要望が非常に多いのも現状です。そういった中で、信号機に関する予算もぜひたくさん要望して行ってほしいと思います。そういった意味で、信号機に対する設置に対する方針、これは今後になるのですけれども、平成26年度の決算を受けて、警察の方針についてお伺いして質問を終わります。

中山交通部参事官 信号機の設置事業をはじめとする交通安全施設整備費につきましては、これまで必要な事業を前年度に積み上げて、予算を要求し、適切に予算の確保を図ってまいりました。しかしながら、道路の交通の場における安全と円滑をより一層確保し、悲惨な交通事故を1件でもなくしていくためには、これまで以上に県内の交通実態をきめ細かく調査、確認するとともに、地域住民の方々のご意見を確実に受けとめるなど、信号機の設置需要等を的確に把握した上で、厳しい財政事情の中ではございますが、真に必要な事業を推進するための十分な予算の確保に向けて最大限の努力をしてまいりたいと考えてございます。

(教員の資質向上の推進について)

清水委員 成果説明書の108ページの3番にございます実践指導力の向上や幅広い視野と識見を得るために意識改革をしようと、こういう目的がございまして、すごくいい目的だと思います。反面、私が気にすることがございます。それは、私たちが考えている以上に世の中が日進月歩、激変しているという実態があります。そういう実態をいかにこれから山梨及び日本を背負う若い人たちに伝えるかということは、教育の大きな使命だと思うんですね。そのための先生方がここにいる研修をするというカリキュラムがいっぱいあって、研修をされている。それはそれですごくいいんですけども、要は、現場に密着した研修があまりにも少ない。これで本当に世の中の激変度が若い命に伝わるかというのをすごい私は心配しているんですね。その辺の現場、現実という立場に立った先生の指導力向上というものはどんな形でされているのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

青柳義務教育課長 資料にありますこの研修ですけれども、確かに座学のものも多いかと思えます。ただ、研修全体としましては、こういった座学のものにも体験的なものを取り入れているものが多いかと思えます。委員がおっしゃっている部分で民間企業研修が1年間、実際企業に行き働くと研修ですけれども、これは平成8年度から実施をしております。この20年間で98名の教員が1年間の勤務をする研修この研修を受けております。また、最近では、初任者につきましても実際に企業での体験研修というのをしております。

それから、これは直接研修ではないのですけれども、小中高校の教員は勤務の交流としまして県立博物館とか、それから文学館、美術館、富士山科学研究所等、

学校現場とは違うところの勤務で、これらも資質向上につながっているかと思えます。

清水委員

世の中の激変度という点から考えますと、例えば、ドラッグストアに行ったら、今まで薬を売っていたけれども、今は野菜を売っているとか、この店って何なのと。あるいは、時計だと思ったら、これが発信器だと。だったらこれは何て呼べばいいのとか、そういった世の中の定義もままならないというのがこれから出てくるんですね。そういうのを子供たちにきちんと伝えて、世の中がこう変わっていくんだというのが必要だと思うんです。その辺を、今言われたように、もう明確に企業のジャンルが決まっているんですけども、複合化っていうのもすごくあるんですね。どこに入るのかわからないけれども、それが世の中だっているのがいっぱいあるんです。これからはますます多くなる。その辺はどんなふうにお考えですか。

青柳義務教育課長 研修の内容につきましては、今、ご指摘があったように、いろいろな校長研修、教頭研修とありますけれども、直近というか、最新の話題等を取り入れてまた実施をしていきたいと考えております。また、あと、他の研修につきましても、できるだけ体験的な要素、それから、新しい話題等を入れていく中で教員の資質向上を図っていきたいと思えます。

(評価制度について)

清水委員

もう1点、評価制度についてお尋ねしたいのですけれども、これは研修の結果を評価するという制度だと思うんですけど、すごく難しいと思うんです。何をどういう尺度をもって評価して、その結果がどうだったかというのはすごく難しいなと思ってお聞きしたいんですけれども、どんなやり方をして、どんな結果になったのですか。

青柳義務教育課長 この評価ですけれども、ふだんの勤務の状況の評価するための制度です。これは年度初めに各教員が自分の目標、今年度はこんなことを頑張りたいという目標を立てまして、それを管理職が見ていく中でアドバイスをして修正していく。最後に、校長、教頭等と面談をする中で、進捗状況を見ていきまして、最後は自己評価を行って、それについて管理職が評価をするという、そういう制度でございます。

清水委員

世の中の激動度をあらわして、それを伝えて、それを評価するっていう、そういう指標も、行動もこれから必要なと思いますので、ご検討いただきたいと思えます。

それと、私個人が思っているのですけれども、100足す1は101、これは机上で正解ですけれども、あるいは100引く1は99、これは正解ですけれども、世の中そうでないっていうのが往々にあるんですね。例えば、ある1つの出来事が起こると、100引く1がそこで起こると、99じゃなくてゼロになるという世界が。逆に、100足す1は101だけど、その1つの出来事が起こると、無限大に広がるという、そういうことが現にあるんです。そういうことを今後どういうふうにご子供たちに、若い命に伝えるか、これはすごく大切なことだと思います。難しいんですね。だけど、これからやっぱり課題かなと思います。御検討いただきたいと思えます。

(社会教育関係団体の活性化について)

社会教育関係団体の活性化ということで、115 ページですけれども、ここで地域の教育力向上を図るために社会教育関係団体が行う取り組みを支援したということで、すごく社会教育団体を中心に支援をしたとあるんですけれども、先ほどからいろいろな委員からお話が出ておりますように、地域には高齢者の中ですごいノウハウ、技能、あるいは人脈、実績と、そういうものを持った人がたくさんございまして、そういう人たちこそまさに出番じゃないかなと。この中に指導者の養成ってあるんですけれども、あえて指導者の養成なんかしなくてもいっぱい周りにいるって私は思っているんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

相河社会教育課長 今、ご指摘のように、地域には仕事などで身につけた高い技術や豊富な専門的な知識を持った多くの退職された方々がお住まいになっています。地域に受け継がれた伝統文化、伝統行事の継承、地域の歴史を次世代につなぐために、地域の方々に活躍していただき、地域の活性化を図っていく必要があると私も思っています。

清水委員 要は、そういう人たちがいっぱいいるので、その人たちをいかに発掘して、一番重要なのは、その人たちの出番をつくるという、そこがやっぱり重要だと思うんです。その出番さえあれば、そこで相撲をとりますよっていう人がいっぱいいるんですけれども、そういう土俵があるかないかというのがすごく重要で、県としてもそういう土俵をいっぱいつくると、そこで見事なわざを見せてくれるという人がいっぱいいるんですね。技術系とか生物系とか科学系とか。そういう出番をいかにつくるかということが重要だと考えますけれども、いかがでしょうか。

相河社会教育課長 おっしゃるように、せっかくいろいろな地域人材の方がいらっしゃっても、それが活躍できる場がなければ、なかなか活躍できないと思います。社会教育課で、実は学校応援団育成事業というものを実施しています。それは地域にいらっしゃるいろいろな方々が学校に行ってゲストティーチャーとして活躍したりとか、または教育の面で活躍できるように、仕組みづくりを行っています。そのためには、一番大切なのは、地域コーディネーターの育成と考えていまして、そのために学校応援団育成事業の地域コーディネーター研修会をやっているし、特に教頭先生方、教務主任の先生方を集めて、地域のそういうコーディネーターを発掘する中で多くの方々が活躍できるように、学校づくりをぜひやっていただきたい、そんな働きかけを行っています。

清水委員 そういった方がたくさんいるので、その出番をいかにつくるかということで、本人にとっても頼られているということがわかると、それはもういろいろな面で本人自身のこれからの生きがいも感じるし、健康も感じるし、いろいろな面で好回転すると思うんですね。ですから、高齢化社会に対してはそういうことがすごく重要だなと思いますので、ぜひ今後ともご検討いただきたいと思います。

(地域改善対策高等学校等奨学資金返還金事業について)

小越委員 部局審査のときにもお伺いして、よくわからないので再度確認しながらお聞きしたいのですが、意見書の中にあります、地域改善対策高等学校等奨学資金返還金の問題です。部局審査のときにもお伺いしたのですが、この収入未済のところは349件、収入未済額2,000万円載っております。聞いたとき、昭和41年から平成13年までやって、昭和62年10月からは貸与になって平成15年度で終了したと。既に10年以上過ぎていきますよね。それで再度お伺いしたいのですが、奨学金の返済をしていただく、滞っている

金額は一体幾ら今残っているのか。

斉木高校教育課長 最終的には約 7,600 万円の回収を今後行っていくつもりで計画であります。

小越委員 当年度の収入をお願いしているんじゃなくて、全体で 7,600 万円残っていると。既に平成 15 年に終了して 10 年以上たっている。昨年度は 349 件の収入未済になっておりますけれども、滞納されている方、返済していない方は何人いらっしゃるって、昨年度 1 円も返していない方は何人いらっしゃるんでしょう。

斉木高校教育課長 貸付金の返還を完全に終えていない者、全額滞納あるいは一部の滞納、全て合わせて、完全に終えていない者という意味で言うと 61 名になります。
これまで全額滞納の方につきましては 11 名でございます。

小越委員 7,600 万円がずっと続いていきまして、1 円も返していない方が 11 人いらっしゃる。12 年も経っていると。貸与になると昭和 62 年からですけれども、いつまでに完了させるおつもりなのか聞かせてください。

斉木高校教育課長 11 名の方は全額についてまだ返納いただけていないわけですが、この 11 名の方につきましては、いろいろな状況がございますので、一律こうというふうにまとめて申し上げることはできないのでございますが、最終的には平成 15 年度末をもって貸与が終了しておりますので、借用証書がない中での対応をしなければならない方がおります。そういう方に関しましては誓約書とか、そういう書類で確かにお貸ししましたという証明になるということの中で、20 年間たったところで全額の調定を行う予定でありますので、平成 15 年から 20 年間ということがございますので、もうしばらく先に延びるかと思っておりますけれども、その 61 名全員がそういう状況ではないわけございまして、一番長くかかるとしてそういう状況がございます。

小越委員 ほかに奨学金の返済については滞っていることについても厳しく返済を求めております。今、借用証書がないものもあるということで、借用書がなく貸していたということ自体がとんでもないことだと思います。ここの住宅新築資金を含め、不当な貸付、不透明なことであり、私は不当だと認定いたします。

(教員の多忙、期間採用職員について)

先日、部局審査のときに正規の先生、非正規の先生がどのぐらいいらっしゃるのか資料をいただきました。これによりますと、合わせて 7,353 人の正規の先生がいらっしゃる。そのほかに再任用の先生方 59 人、期間採用 731 人、代替の先生 92 人、その他 1 人ということで、何と、正規以外の先生方が約 1 割を占めているということだと思います。その理由として、育児休暇を取っている先生方が多いからということでしたけれども、この表を見ましても、小学校で期間採用が 250 人、そのうち育休を取っていらっしゃる方が 108 人。ということは、残りの 140 人以上の方が期間採用を育休じゃなくて取っている。中学校も 161 人が期間採用、高等学校が 178 人。育休があるからという理由でしたけれども、いや、そうじゃない、育休を除いても 516 人の方が期間採用だということで、異常に多いのではないかと思うのですけれども、このまま放置しておくのでしょうか。

青柳義務教育課長 小中学校におきまして、期間採用が多い主な要因としましては、もちろん育休があるんですけども、それ以外に 1 人在籍の学級の特別支援学級、それから児童生徒数のボーダー学級、1 人ふえれば 2 クラスになるとか、1 人減ると学級減になるというものをボーダー学級と言っていますが、こういったものの数が入っております。それから、早期退職者が増加しており、期間採用者が多くなっています。

小中学校につきましては、教員の定数が 5 月 1 日に確定いたします。3 月以降にも子供たちの転出入がございますので、これによって学級の増減、教員定数が変わったときには、期間採用で対応せざるを得ないという状況がございますので、これらが原因となりまして、そこにある数となっております。

斉木高校教育課長 高等学校と、それから県立の学校ということで特別支援学校の採用計画の担当に当たっているわけですけども、今の小学校、中学校と基本的に似ている部分が多いわけですが、高校の場合、特に 50 代後半ぐらいの教員数が非常に多く、その教員がある年にやめた教員の数、新採用を採用というふうにやれば当面はいいんですけども、生徒の数が減っていくという中で、責任を持って新採用の正規の教員を採用できない状況がここ数年は特にございます。そんなところもあわせて説明をさせていただきます。

小越委員 そうしますと、これがまだまだ非常に常態化していく中では、期間採用の先生方、非常に身分不安定です。期間採用であっても、小学校は特にですけど、小学校も中学校も、クラス担任をやっているんですよ。直接子供たちに 24 時間というか、全ての責任を持ち、保護者とも対応している非正規の先生が、来年どうなるかわからない中でクラス運営、学級運営している。非常に子供たちにとっても先生方にとっても負担が大きいと思っています。ここは、これから 50 代の先生方がおやめになっていくのであれば、若い先生、期間採用の先生を含め、正規の先生方をふやしていくようにしていただきたいと思います。

そして、この非正規の期間採用の先生方は不安定ということとともに、教師の多忙化が叫ばれております。昨年度、たしか中学の先生方の勤務時間が世界的に見ても日本はすごく長いという指摘がありました。そこでお伺いします。ここにもいただいたところに中途退職者、小学校 3 人、中学校 3 人とありますけれども、先生方、基本的には残業時間というものが多分ないと思うのですけれども、それであれば退校時間は平均どのぐらいと見ていらっしゃるんでしょう。わかったら教えてください。

斉木高校教育課長 お話の中にもございましたけれども、教員には時間外勤務あるいは時間外勤務手当というのが基本的にありませんで、給料の何%かに相当する教職調整額の支給というところでござっております。基本的に時間外勤務はないわけでございますけれども、実際は、多くの教員と言うと語弊があるかもしれませんが、例えば夕方 5 時 15 分が勤務時間の終了でございますけれども、その後も部活動の指導、あるいは生徒を残しての指導、あるいは職員会議が延びたり、実際はそのような毎日でございます。勤務時間の調査というのは、毎年、9 月と 10 月に、個人個人というよりも、その学校で最後に退校した職員の時間を毎日記録していただきまして、それを教育委員会に報告してもらっております。昨年度、実施した調査によりますと、全ての学校の平均値でございますけれども、9 月は午後 8 時 27 分という数値がございます。当然、もっと早く全員の教員が帰った学校もあれば、もっと遅い学校もあるわけですけども、平均して午後 8 時 27 分。10 月になりますと、若干学校行事がふえたりということも影響しているのかもしれない

れませんけれども、午後 8 時 36 分となっております。

小越委員 午後 5 時 15 分に時間が終えて、午後 8 時 27 分となると、毎日 3 時間ぐらい。それは高校ですよね。小学校、中学校は把握されていますか。

青柳義務教育課長 小中学校ですけれども、服務監督権が市町村の教育委員会にありまして、市町村の教育委員会が調査を行っていると思いますので、こちらでは把握しておりません。ただ、アンケート調査の結果を見ますと、小学校は 1 時間から 2 時間の残業が 66.7% で一番多かったです。それから、中学校は、1 時間から 2 時間が 48%、2 時間から 3 時間が 41% という数字ですので、小学校では 2 時間以内の超勤、それから中学校では 2 時間から 3 時間ぐらいが一番多いのではないかと思います。

小越委員 といいましても、1 日 1 時間、2 時間、3 時間というふうに、これ、平均ですから、1 カ月にしますととんでもない数字になるわけです。長い先生はそれこそ高校や中学ですと本当に遅くまで部活をやり、その後、基本的におうちに帰って仕事はできませんから、学校でやりますよね。本当に遅くまで先生方やっているんです。それに伴ってぐあいが悪くなったり、あるいはやめたりせざるを得ない先生方がいらっしゃることも聞いております。これについての教員の多忙化を改善するためにどのような対策を昨年度されたのでしょうか。お伺いします。

古屋学力向上対策監 昨年度ですが、学校の教員を対象にしてアンケートをとっております。そのアンケートの大まかなところですが、各校種で共通して多忙化だと教員が答えているのが、校内の業務、日常的な業務が一番多忙であると。そのほかですと、出張、研修への参加、各種調査、アンケート、部活動等となっております。

昨年度、そのアンケートをとりましたので、本年度、県教委としては庁内検討委員会において各課が主催している会議、研修、それから回答を求めている調査、アンケートの調べ上げを全ていたしました。それで、削減、縮減の検討を現在進めております。また、市町村教育委員会でなければ対応できない部分もございますので、県の間接結果を示して、市町村教育委員会としての業務改善の検討を依頼してあります。

小越委員 先生方は本来、子供たちと触れ合って学力向上をるところ以外にかなり負担が多くなっている。削減の検討をすると言いましたけど、具体的に昨年度あまりやられていないと、今、お話を聞いて改めて思いました。すぐにでもとりかかっていただきまして、それこそ先生方の数をふやすことも含め、ぜひお願いしたいと思えます。

(子どもの貧困について)

昨年度、子供の貧困が 6 人に 1 人と言われました。意見書にも書いたのですが、特に関心すべき事項として、子供の貧困対策についての対策を教育委員会としてはどのようなことをされたのか、教育委員会の現場として子供の貧困の問題、先生方が一番つかんでいると思いますので、どのような対策がとられたのか、教育委員会として事業を教えてください。

相河社会教育課長 社会教育課が事務局になりまして、子どもの貧困対策推進計画を現在策定しておりますのでお話をさせていただきます。高等学校等就学支援金ですけれども、高等学校で授業料を無料にするということで 5,555 人、84.6% の子供たち

にそれは充当しています。そして、また、県立の高等学校授業料及び入学料の減免ということで、309人で178万円を減免しております。

そのほか、子供の貧困対策ですけれども、事業数にいたしまして18ほどあります。

小越委員

それは教育委員会だけでなく、ほかのいろいろな部署、福祉保健部ですとか、知事政策局を含めて貧困対策に取り組むと昨年度お話もありまして、社会教育課がその事務を取り扱っていると思うのですけれども、とりわけ、今お話がありました、高等学校の支援金、いわゆる授業料の安くしているもの、84.6%。部局審査のときにも予想以上に多かったという話を聞きました。それで、貧困の問題でいきますと、例えば小学校・中学校就学援助、先日発表されました。平成25年度ですけれども、山梨県全体として10.10%です。中には市川三郷のように15.90%もありますけど、これは前に比べて高くなっていますけれども、全体の貧困率16.4%に対して低いんですね。ということは、貧困がまだ見えていない、でも84%にしますとこれにほぼ匹敵する。この小学校、中学校の就学援助は高校と数字が違ってきます。であれば、とりわけ小学校、中学校、若いお母さん方、お父さん方に対する貧困への手助けとして、小学校、中学校とタイアップしての就学援助の制度はどのようにされてきたんでしょうか。

青柳義務教育課長 就学援助につきましては、要保護につきましては当課で市町村におろして取りまとめをしております。それから、準要保護につきましては、これは平成17年から税源移譲されて市町村単独で行うものとなっております。当課としましては、通知等を市町村に送付したり、就学援助が適正に行われるように、要するに対象になっているけど受けていない人がいないようにということで指導をしております。

小越委員

ここは教育委員会で、福祉保健部や知事政策局でもお伺いしようと思っておりますけれども、周知の徹底そのものに若干差異があると思います。甲府市などでは、進級した学年に、全ての子供たちに知らせております。しかし、知らせていないところがあります。山梨市とか北杜市とか甲斐市は来た人にお知らせすると。先生が個別にお願いします。あるいはホームページ、広報でお知らせする。そういうところが就学援助申請する方が低いんです。全国的には山梨県、15%ですから、全国の就学援助の比率が低いんです。山梨県はそんなにお金がいっぱいあるかというところでもないと思うんです。この周知徹底のことについても教育委員会が指導的立場に立って市町村に子供の貧困をどうするかと、せめて小学校、中学校とか、お金の心配なく子供たちに学校へ行かせる。それが学力にもつながることは大体わかっていますよね。経済格差と、それから学力の格差がリンクするということを含めて。ですから、少なくとも就学援助は全国平均並み、16.4%が貧困率ですから、そこに近づくようなことがあって当然だと思いますので、周知の徹底の仕方、ぜひとも検討していただきたいと思って終わります。

以上

決算特別委員長 永井 学